

○経済産業省令第七十五号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百四十号）の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十六条の三の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

経済産業大臣 枝野 幸男

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の（一）の下欄1の(5)のイ中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同号の（三）の下欄1の(4)のイ中「総理府令」を「省令」に改め、同表第二号の（二）の下欄3の(2)中「台数が」の下に「それぞれ」を加え、同号の（四）の下欄1の(4)のイ中「総理府令」を「省令」に改め、同表第三号の（二）の下欄3の(2)中「による影響」の下に「について」を、「台数が」の下に「それぞれ」を加え、同号の（四）の下欄1の(4)のイ中「総理府令」を「省令」に改め、同表に次の一号を加える。

四 風力発電所

(二) 騒音に関する項目

1 調査項目

(1) 騒音の諸元

イ 建設機械及び発電所の施設の稼働の状況

ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況

(2) 地形

騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況

(3) 保全対象

イ 学校等

ロ 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域

ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

ニ 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点
ホ 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する限度を超えている地域

2 調査地域

- (1) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域
- (2) 保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域

3 予測

- (1) 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音がそれぞれ最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。
 - (2) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査によ
-

<p>(二) 振動に関する項目</p>	<p>り確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p>
<p>1 調査項目</p> <p>(1) 振動の諸元</p>	<p>工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況</p> <p>(2) 保全対象</p> <p>振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域</p>
<p>2 調査地域</p>	<p>工事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域</p>
<p>3 予測</p>	<p>調査により確認された保全対象が存在する地域において工事用資材等の搬出</p>

入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。

(三) 水質に関する項目

1 調査項目

る項目

(1) 排水の諸元

排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量並びに排出量

(2) 水質の状況

水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素、全りん、水温並びに位置

(3) 地域の基準

水質汚濁に係る環境基準

(4) 保全対象

イ 排水基準を定める省令別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域

ロ 水道原水取水地点

ハ 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域

ニ 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域

ホ 瀬戸内海環境保全特別措置法第二条第一項に規定する瀬戸内海又は同条第二項の關係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第三条の区域を除く。）

ヘ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐^{りん}に係る環境基準が確保されていない地点

2 調査地域

排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域

3 予測

(1) 調査により確認された保全対象（保全対象の口を除く。）に対する排水の

る項目	(四) 植物に関する
1 調査項目	<p>排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全磷^{りん}の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。</p> <p>(2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象の口に影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。</p>
2 調査地域	<p>国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場及び野生植物の重要な生育の場の状況</p>
3 予測	<p>事業実施区域の周辺区域及び排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域</p>
3 予測	<p>(1) 国又は地方公共団体の調査により確認された藻場又は野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。</p>

<p>(五) 動物に関する項目</p>	<p>(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。</p>
<p>1 調査項目</p> <p>国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集及び野生動物の重要な生息の場の状況</p>	<p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域</p>
<p>3 予測</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。</p> <p>(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査</p>	

(六) 自然保護に 関する項目	
1 調査項目	により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。
(1) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況	を受けていない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況
(2) 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変	を受けていない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況
2 調査地域	事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域
3 予測	(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。
(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査	(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。

<p>により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。</p> <p>(3) 調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。</p>

附 則

この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。